

平成28年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月7日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員(1名)

11番 橋本 操 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	稲澤 正広 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 真 也 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴木 雄一 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	小川 一好 君	建 設 課 長	穴 山 喜 一 郎 君
農 林 振 興 課 長	坂尾 一美 君	商 工 観 光 課 長	板 橋 了 寿 君

総合窓口課長	薄井桂子君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	大森新一君	学校教育課長	薄井健一君
生涯学習課長	笹沼公一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高林伸栄	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子	書記	岡多恵子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届が11番、橋本 操君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎一般質問

○議長（塚田秀知君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 益 子 輝 夫 君

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問を許可します。

4番、益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番（益子輝夫君） おはようございます。日本共産党の益子輝夫でございます。

CTVをごらんの皆さん、町民の皆さんにもおはようございます。

私はきょうは2点について質問させていただきます。

まず1つ目は、馬頭最終処分場についてということと、もう一つは子供の問題で、ひとり親家庭に対する施策についての2点に絞らせて伺わせていただきます。執行部のよりわか

りやすい答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず1つ目の馬頭最終処分場についてですが、町民の皆さんも恐らくご覧になった方が、前に新聞折り込みでこういう「那珂川町の明日を考える会、未来を考える会」のチラシが入ったと思うんですが、ここでも3つの懸念と提言ということで書かれておりますので、読んだ方もいらっしゃるというふうに思いますが、そういう点などを踏まえながら質問させていただきたいというふうに思います。

まず、産廃処分場に入る産業廃棄物が毎年減少していると、これは全国的な傾向で、皆さんもご存じだと思いますが、それに関連して仕事をしていたりサイクル業者が業務外、仕事を変えてきているというあれがあります。そういうことを踏まえて私は質問するんですが、
.....
.....
.....そういう点で、福島町長もですが、私も直接聞きましたし、いろんな場で発言もしていると思うんですが、「自然界にもあるんだよな」というふうな発言もしています。そういうことを私は何度も聞いておりますし、あとは、地域住民を初め、町にとって重大な問題であるというふうに私は考えております。8,000ベクレル以下という、1キログラム当たり8,000ベクレル以下を馬頭の処分場に入れるということは大変な問題になってくるというふうに思います。

そういう点で、その辺での8,000ベクレル以下の放射能汚染廃棄物の受け入れに、町長は賛成なのか反対なのかを伺いたいと思います。.....
.....そういう点でまた何か町長のあれがはっきりしていないということ踏まえて、私は町民の安心・安全と馬頭の町の将来を考える上で、町民人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にもいろいろと施策が書かれています。私もざっとですが読ませていただきました。本当にいいこともかなり書いてありますので、後でまた触れたいと思いますが、そういう状況の中でこの放射能問題、今、全県下でも問題になっております、全国的にもいろいろ問題になっております、8,000ベクレル以上の問題も含めて。処理場がどこも受け入れないというような状況になってきています。

そういう点を踏まえながら、(2)の馬頭処分場建設はPFI事業で県が進めると言っています。これはもうはっきり町民に対しての説明会でも私も直接聞いております。それと、新聞記事等にも載りました。そういう点で、町長、PFI事業で本当にいいのかというふうに思っているのかどうかを伺いたいというふうに思います。

三つ目は、6月定例議会で、町長は、馬頭処分場に入るものの中に第13号廃棄物があるがこれは何であるかということをおは質問しました。しかし、町長は、単にコンクリートの塊等と答弁したわけですが、その認識がいまだに変わらないのか、私はそうじゃないんだということをおは申しましたけれども、その辺の認識問題を伺いたいというふうにおは思います。

(4) なんですか、同じ6月定例議会で、県のホームページには第13号廃棄物の文句が昨年11月までにはなかったのに、ことしの3月から出るようになったことのおは質問に対して、環境総合室長は記憶されていなかっただけかと答弁しましたが、今もその認識に変わりはないのか、その辺をおははっきりとおは答えをおはいただきたいというふうにおは思います。

(5) また、県のホームページの資料によると、PFIで馬頭処分場建設などを請け負う業者と県のリスク分担表がホームページに載っているんですね。しかし、これには風評被害については何にも記載されていません。その辺のことをおはご存じなのか、この風評被害に対する責任ですね、処分場ができる前からそういう問題が、今、塩谷でも起きているわけですが、誰がどのようにこの責任をおは担うのか、負うのか、その点をおは伺いしたいとおは思います。

1回目の質問をおは終わります。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 馬頭最終処分場についてのおは質問におは答えいたします。

まず1点目、放射性廃棄物の受け入れについてですが、現時点で県側から具体的な受け入れ基準の数値が示されておりませんので、搬入のルールにつきましては、今後、環境保全協定をおは締結する中で協議してまいりたいとおは考えております。

なお、知事のおは発言は受け入れ基準については那珂川町との協議事項であり、指定解除になったものをおは受け入れる、そう短絡的なものではないとおは明確に述べております。

次に2点目、PFI事業についてですが、馬頭最終処分場整備運営事業について、PFI事業として実施するために検討していると聞いたのは、平成27年2月に開催された環境アセスメントに関する町民説明会のおはときの知事のおは発言が最初であります。また、最終的な公表内容については、7月の公表前に説明をおは受けたところであります。PFI事業は公共施設等の整備等をおは行う事業手法の一つであり、県が責任をおは持つことにおは変わりはないとおは認識しており、そのように伺っております。

その他の質問については担当室長におは答弁させますので、よろしくおはお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 馬頭最終処分場についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の第3点目、第13号廃棄物についてですが、6月議会で答弁したとおりとお答えしておきます。

次に第4点目、第13号廃棄物の表記についてですが、新たに追加したものではなく、法律では産業廃棄物として20種類が規定されており、管理型最終処分場には第13号廃棄物を処分できるとされております。今回、PFI法に基づき公表するに当たり、最終処分場で処分が可能な廃棄物を記載したと聞いております。

次に第5点目、風評被害の責任についてですが、平成20年に県と締結した馬頭最終処分場に関する基本協定の中に、万一、風評被害を含む被害が生じた際は、県はこれを補償すると規定されておりますので、最終的には県が責任を持つものと考えております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 今の話は5点についてではなかったんですが、何か1つ抜けているような気もするんですが、最初から再質問させていただきますけれども。

数値は示されていないということを町長答えましたよね、8,000ベクレル以下についての数値は示されていないと、幾つにするかと。しかし、入れないじゃなくて入れるということ的前提にそういうことが言われているわけですよ、その辺で私は、そういう8,000ベクレル以下のものを入れるのか入れないのかということを町長に聞いているわけです。県は入れる方向で検討している。ただ、その数値に対しては町と話し合うというになっていることは私も知っています。町民の皆さんも恐らく説明会に出た人も、新聞記事もそうなっていますから知っていると思います。そういう点で、それを町長は入れることを認めるのか認めないのか、その辺をはっきり伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 8,000以下を入れるのか、入れないのか、この質問に対しましては、ゼロ以外の数字は認めないというようなお考えもとには私はお答えできません。どこまで、幾つまで、自然界にもあるものですから、幾つまで入れるか、これは今後検討の協議の中で決まってくる、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） では、もう一つ伺います。

自然界にある放射能と福島原発以後の放射能が全く同じであるとお考えでいるんですか、
どうですか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 放射能にはいろんな種類がございまして、私は専門家ではないので、
ここではっきりとお答えすることはできません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 自然界にある放射能というのは専門家が明らかにしているんですね。

これは私も調べたら、ラドンとかカリウムというのが大体、そのほかにもクリプトン85とか
テルル132、ほかにまだあるようですが、これは人間がこの地球上に生まれる前からあるも
のなんですね。これによって人間の生命や何か脅かされたという記述は今までないわけ
ですね。それ以外のもの、結局、福島原発事故によって発生しているわけですね。その点
をはっきりさせないと、自然界にもあるからと、それと人工的につくられたものは今問題に
なっているわけですね。

例えば、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137、ストロンチウム89、ストロンチウム90、
プルトニウム239、ウラン238とかコバルト59、60とありますが、これも要するに全部なく
なるまでは大変な時期なんです、今、半減期として出ているんですが、ヨウ素131は8日、
セシウム134は2年、セシウム137は30年と、これいずれも半減ですよ、半減するのにこ
れだけかかって、もっともっとかかるやつがあるんです。ストロンチウム89、ストロンチウ
ム90は28年で半減あるいはプルトニウムに関しては239というんですが、2万4100年もかか
るといいますね、それとウラン238は45億年ですよ。これが人間の体に害を生むのです。

例えば、チェルノブイリからも30年経っていますけれども、チェルノブイリのあれを28
年というDVDを議会でも見ましたけれども、そのDVDは28年後のチェルノブイリという
ことで現状を映したものだなんですけれども、これによると、チェルノブイリは2ベクレル以
上は認めないということで、あらゆるものを検査して、食事にしても何にしてもやっている
わけですね。そういう点でも30年から経っても未だに9割の子供が何らかの被害を受けて
いるといえますよ、放射能によって。それも、チェルノブイリから140何キロも離れて
いる地点でもそのいう現状が起こっているんです、その親たちは現場で被爆した人たちもい
ますが、ほとんどが140何キロ離れて、本当に低線被爆なんですよ。

そういうことから考えても、この放射能8,000ベクレル以下の問題を、私は素人で知りませんからということを使うのは、非常に私、問題だと思います。私自身も素人です。でも、町民の安心・安全、そしてこの町の将来を考えた場合、調べるものは調べる、専門家の話も聞く、私なりに地方へ行って勉強させていただきました。そういう点では、町民の中にもそういう人がたくさんいます。そういう町民の本当の安心・安全、まして子供さんなんかは特に受けやすい状況だし、長い間人生があるわけですから、その人生さえ狂わせちゃうという状況があると思います。そういう点で知らない、知らなかったら調べなきゃならないと思います。そのための首長であると思います。住民の安心・安全、生命にかかわる問題ですから。

それとその一代で終わるのじゃなくて、この日本は70年、71年になりますか、前に長崎と広島に原爆が落とされました。そして、第五福竜丸も被爆を受けて、そういう方がいまだにまだ何人か残っています。広島、長崎でも二世、三世がまだ被爆状態にあります。そういうのが代々続くわけです。そういう点で、私たち現在に生きている人間が、今のことだけじゃなくて、将来のことも考えれば、当然、私たちはこの危険なものを絶対受け入れないというような立場に立たないと本当に大変なことになるのではないかな、この町そのものが立ち行かなくなる。そして、いろんなこういう総合計画とか何か出ていますが、しかし、基本的にはそういう目の前にあるものに対して毅然とした態度を取るべきだというふうに思いますが、そういう点でもう一度町長の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど答弁申し上げましたように、搬入のルールにつきましては、放射線濃度とかルールにつきましては、今後、環境保全協定を締結する中で県と協議をしてみたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 大変しつこいようで申しわけないですが、町民が、いろんな方が心配していることで、保全協定を結ぶということをおっしゃっていますが、その保全協定の中で、放射能の取り扱いをどうするか、町長はどういうふうに考えているのか、これから検討するということですが、私は検討するまでもない問題だというふうに思います。人間の生命にかかわる問題ですし、町の将来、この町だけじゃなくて、近隣市町村も通って車で運ばれるわけですから、事故が起きた場合、そういう対策も考えなきゃならないし、自分たちの町だけ

じゃないと思います。ましてや中間処理場を含めてですか、四百何十カ所があると、その中で処理されたものはほとんど全県から入ってくるような状況です。それと同時に、8,000ベクレルを超える放射能汚染物が栃木県には約1万4,000トンあります。茨城県と含めると2万トンあると言われていました。

しかし、東京新聞の報道によりますと、この8,000ベクレル以上の放射能汚染物が現在既にもう8,000ベクレル以下になっているということが言われています。そういうことを考えた場合、これから考えるという問題ではなくて、今すぐそういうことを、町民の安心・安全、町民の生命にかかわる問題ですから、代々そういうことは続いていくわけですから、今ここできちんとした判断を下すべきだというふうに私は思います。再度、その辺を町長に伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご発言の中で、8,000以上はいわゆる指定廃棄物とされておりますと、ただそれが今は5年以上経ちまして、それより下がったものがあるとそのようなご発言だったかと思います。

私は、一旦指定廃棄物として指定されたもの、それは線量が下がってもこの町に入れる、このようなつもりは一切ございません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） それは当然のことだと思いますが、私は町外にあらうと町内にあらうと、それは町内あるものは安全な形であれしなきゃならないと思いますが、自分たちの町のことだけでは済まない、そして、現在に生きる私たちとして将来のことも、先の先のことまで考えて対応していかなきゃならないと思います。

町長からこの産業廃棄物の処分場の、川崎町長が受け入れのあれをしているときにも文書として出ていますが、協定で話し合っ、て、風評被害には、風評被害というのはつくる以前から出るものなんですね、塩谷町が既にいろいろ出ていますから。そういう点で、これは要請になると思いますが、当初、福島原発事故以前の処分場問題ですから、そういう話はなかったわけですから、それは別問題として拒否すべきだということを要請して1番の問題の（1）を終わりたいというふうに思います。

（2）に入りたいと思います。

先ほど（2）で、PFIが27年度アセスメントで初めて出てきたということを説明されま

した。P F I 事業は、県が責任を持っていることには変わりはないんだということをおっしゃいましたけれども、P F I 事業というのはどういうものか、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） P F I 事業は、公で、直営で従来やっていた仕事、これを民間のノウハウ、それから資金力、これも使って、直営よりも先進的なアイデアもある、そのような民間の活力、これを活かして事業を行う、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 町長の言われたことを私は否定はしません。そういうことももちろんあります。事実、民間の資金を使ってやると、公的なお金を出さないわけじゃなくて、出しますよね。そういう点で、民間団体が事業をやって、管理ですか、それまで民間がやると、一切、町なりが関与できなくなるという状況ですよ。そういう中で、P F I 事業というのは、結局私が調べたところでは、全国で大体いろんなことをやっているんですね。特に、安倍内閣になってからはふえまして、430何カ所かやっていると思います。その中で産廃処分場をやっているのは2つか3つしかないというふうに私は記憶しています。そういう中で、P F I 事業が成功した例というのは、残念ながら1割もないんです。ほとんど失敗しているんですね。その最大の原因は過大評価なんですね。そのためにみんな赤字を持っている。多いところでは、名古屋のイタリア村でしたっけ、130億も赤字を抱えていると、そういう例が全国各地にあります。そして、最終的には自治体なり県が責任を持って補填するとか、いろいろやっています。そういう状況の中で、改め何かP F I 事業をやるということは私は問題があるのではないかなと思います。

そういう点から考えるならば、P F I 事業というのをもう一度見直すことも必要なんじゃないかなというふうに思いますが、その点での町長の見解、そしてP F I 事業のことについては今お聞きしましたが、P F I 事業でどうそれを評価しているのか、その点も伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まだ始まっていない事業で、まだ評価はできませんけれども、P F I 事業そのものは私は一つの手法だと思って、いい方法だと考えております。そして、最終的には先ほど破綻したところも、最終的には県とかが責任を持った、そのようなお話でござい

ますが、この馬頭処分場につきましても最終責任は県が持つ、このような認識をしております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 責任を持つということは非常にいいようなことですが、過大評価で金をいっぱい投資して、結局は企業が成り立たなくなるということが今までの倒産の最大の原因ですね、その辺も踏まえての町長の答弁だと思うんですが、その辺も全国各地でやられたPFI事業をもう一度お調べになってやったほうがいいと思います。本当にこれからPFI事業をやって、産廃処分場ができるということになると、その責任、県が持つということを行っています、PFI事業そのものは県が責任を持たないんですよ、これはPFI法を読んでいただければわかるというふうに私は思います。その辺でももう一度お調べになっていただきたいということを要望して2番目の質問を終わりたいというふうに思います。

あと、3番目の13号廃棄物で町長の答弁では、前回6月議会の答弁では単なるコンクリート塊だというふうにおっしゃっていましたが、全く違うんだということを私は申しました。何を固めたものか、PCBですよ、ポリ塩化ビフェニルですか、コンクリートで固めて、それを産廃処分場に入れる、これはかなりの毒物ですよ、那須烏山市でも問題になったように、それが産廃場に捨てられるということが新たに3月の県の文書で出てきているわけですが、その辺について何か十分な答弁になっていないんですが、最初からそれは入っていたというようなことですが、20種の中に、PFI法に基づいてそれは入れるんだということになっていますが、その辺を、なぜそういう毒物を入れなきゃならないのか。最初からはなかったわけです。途中からそういう話が出てきているんですね。その辺について具体的に、入れるということを見ていないので、私はそういう毒物を入れるべきじゃないという立場なんで、その辺を具体的な説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 益子議員さんはちょっと勘違いされていると思うんですが、PCBというのは特措法がありまして、管理型最終処分場には埋め立てをすることはできません。もう一つは、細かい基準がございまして、埋め立て処分に係る判定基準というのが管理型処分場にはございまして、重金属とか有害物質がどれだけ以上入っていれば埋め立てられないかという基準がございまして。

例えば、PCBの場合には0.003ミリグラムパーリッター、これ以下じゃないと入れられ

ないと、基本的にはPCBは特措法で、今現在、この地区ですと北海道で処理をして、管理型処分場には埋め立ては一切できません。遮断型処分場というところに入れるようになっておりますので、基本的にはPCBは入らない。ただ、電気製品等でコンデンサーが入っているものについて微量にある場合もある、それが不適正に処理された場合も含まれるので、一応0.003ミリグラムパーリッターという基準を設けて、管理型処分場はそれ以下じゃないと入れられないというふうな規定になっているかと思っておりますので、PCB自体は一切入れることはできません。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私が調べた範囲内では、業者の方とかそういうあれを調べた中で、ほとんどの業者は取り扱わないと、この13号廃棄物は。なぜかと言うと、コンクリートで固まってもPCBが中に入っているから危険だということなんですよね。当初から県の指定廃棄処分場にもこの13号廃棄物というのは文書の中にも入ってなかったんですよね。それが、いきなり3月になって出てきたということ自体何の疑問も持たないのか、その辺も伺いたいというふうに思いますが。

0.003以下であろうと入ってくることは間違いないということだと思います。その辺でどうなのか、安全性という点では大丈夫だという認識があるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） PCB自体は完全に入れられないというのが管理型処分場でございます。基本的には0.003というのは無に等しい状態でございます。ただ、不適正なコンデンサーの処理とかそういったもので入らないとは限らない、これは間違いないんですが、13号廃棄物については、例えばスラグの場合、笠間の処分場を見たときわかると思うんですが、焼却灰を固めて金属のような状態にしたものがスラグと言われます。そのものについては、溶け出さないというふうな基本的な、技術的にはそんなことが言われております。それと、コンクリートも通常のコンクリートではなくて、流れ出さないようなコンクリートというふうに聞いております。専門的ではないので私もよくはわからないんですが、有害物質が流れ出さない、ただ基本的にはPCBについては入れない、当然別処理だという考え方でおりますので、入らないものと考えております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） これ以上やってもちょっとらちが明かないんで、私は私なりに調べて、勘違いしている点もあるかも知れないんで、再度また次回にやっていきたいというふうに思います。

それと、最後のこのホームページになりますが、その前にありましたね、（4）の課長は記載されなかつただけだと答弁したということをお指摘してあるんですが、それに対しての、今もそういう認識なのか何かということは何だったんですが、20の基本的にはということになっていますが、その点で、こういうことが記載されなかつただけだと言っていますが、そういうことが現実に今まであったのかどうか。また公の文書ですから、そういうのが許されるのかどうかその辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 産業廃棄物の処分できる20種類というのは20種類あるわけですが、県の基本計画とか、その後のいろんな記載欄の中では、等ということでも20種類全部記載するのが省かれている例がございまして、県のほうはそのようなことだということでは伺っております。それで、20種類については基本的に産業廃棄物として処分ができるものというふうな考えでおります。また、県もそういうふうな回答をいただいております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私が言っているのは、11月まで記載がなかった。しかし昨年11月に記載がなかった、そしてことしの3月から記載されるようになったと、ホームページですけども。その点で記載が漏れるとか抜けるとか、ほかのあれは入っていますよね。でもそういう、まして13号廃棄物なんかは中身は少ないにしてもほとんど影響はないと言いますが、体内に蓄積されるものですからね、そういう点では、県の文書で記載されないというようなことは私は考えられないんですが、そういうことも含めて再度伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 記載されなかったのは先ほど申したとおりでございます。

て、あくまでも20種類についてはもう処分できるという前提でおりまして、それが管理型最終処分場の搬入品目ということで規定されておりますし、またその記載の中で等というふうな言い方をしておりますが、全部書ききれないとか書かないで今まで過ごしてきた、ただ、このPFI法については、民間事業者にどういうものを入れるかということの規定するために、今回20種類全て規定したというふうに聞いております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） またこれもやっても切りがない。ただ、私は公の文書でそういうのがきちんと前もって記載されるべきだし、ある日突然出てくるということ自体も非常に疑問を感じます。そういうこともそうで、また次回に時期があつたら質問したいと思います。

最後になりますけれども、県のホームページの資料によりますと、PFIで馬頭処分場などが請負企業と県のリスクが分担されています。これも文書が出ています。風評被害ですね、これはつくられる前から風評被害が出るんですが、そういうことに関してのリスク分担ということで、企業側と県の責任ということが20項目ほど出ています。それで、風評被害に対する責任、先ほど町長は県が責任を負うことで変わらないんだということをおっしゃっていますが、この風評被害をどういうふうに判断し、どういう責任をどこが取るのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） PFI法自体は、県の事業手法の一つでございまして、町がとやかく言う必要はないかと思われます。その中で、風評被害についてとかあるいは責任分担というのは、PFI法の中では発注者と受注者側で細かい取り決めをして、約半年かけて契約書の作成を行います。当然、その中には保全協定で町と協定を結ぶ中身についても、どういうふうに役割分担するかということも規定される予定でおります。現段階で、私どもも具体的にまだ示されておられませんので、その協定内容あるいは契約内容を細かく分析できるわけではございませんが、最終的にお互いの風評被害でも、県が責任を持つ部分あるいは事業者が事業展開の中で、事故があつたためにPFI事業者が責任を持たなきゃならない、そういう細かい取り決めをすることでございまして、最終的にはPFI事業者ができない場合でも、最終的には県が行いますというのが基本協定で、風評被害については県が責任を持つという規定だというふうに私は理解しております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番(益子輝夫君) 最終的には、今、県が責任を持つのだと思うと、思うではだめなんですよね、そこをはっきりさせないと。だから、協定の中でもそれははっきりさせるべきだと思います、もしやるのであれば。

しかしですね、PFI事業で過大評価して、安くできているから、公的資金を余り使わなくてできていけるからということでやる事業が多いわけですけども、そしてほとんどが失敗しているという状況の中で、改めてPFI事業で県が決めたことだからと。県が決めたことに対して何で町が口出すことができないのか、PFI法でやられれば全く口を出すことができなくなる、これがPFI法ですよね。そのために保全協定をきちんと結ぶ、そして半年かけてやるんだということを言っていますけれども、基本的に8,000ペクレル以下のものを入れるか入れないかまだはっきりしていない、それと同時にPCBの問題もあります、それとPFIという協定には町は直接は関係なくなってくるわけですね、県と事業者が結ぶわけですから。そういう点で、事業者の選定とかも県がやるわけですから、そういう点で言うならば、保全協定をきちんと結ばないと本当に大変なことになる。そして今、室長が答弁したように、事業者が事故を起こしたとかそういう以前の問題での風評被害というのはあるわけですよ、現実には。塩谷町だって現実にはそうじゃないですか、いろんな問題が、風評被害が起きていますよ、農産物とかあるいは若い人がよそへ出ていっちゃうとかいう現実はもう目に見えています。そういう点での風評被害の捉え方、事業が始まる以前から出るんだということをお前提に考えないととんでもないことになると思います。その辺を再度伺っておきたいというふうに思います。

○議長(塚田秀知君) 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長(鈴木雄一君) 最終的には県が責任を持つと思うということでございますが、平成21年2月でございましたが、知事と町長が協定を結んだときには、ここにいる議員さんも何人か立ち会っていただいたと思うんですが、その基本協定の中で風評被害については県が責任を持つという明記をされているわけですね。私どもはこれがやはり一番の最終的なよりどころだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(塚田秀知君) 4番、益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番(益子輝夫君) 21年2月に町長と県のほうが協議したということですが、風評被害と

いう捉え方の問題で、実際に工事が進まないうちに出る問題も含めてどういうことになったのか、県が責任を持つということになったのかその点を町長に伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 基本協定の中では、風評被害が生じた場合は県が責任を持つ、このように明記されております。ただ、仕事着工前の風評被害、これは被害を受けた方がしっかりと、こういうことで被害を受けた、こういう申し立てをしていただいて、県と協議しなければ風評被害の確定というのはできないかと思っております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） ありがとうございます、わかりました。でも、被害を受けるのは地元町民ですよ、それは県としっかりと協議してくれと、町はそれに対して全く関係するのか、関係していないのかその辺を再度伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 被害を受けた方が町にこういう被害を受けた、このような申し出があれば、町はそれを県のほうに届けたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） わかりました。町もそれには当然、住民から被害が出た場合は、町としても対応するということを確認したいというふうに思います。

ほかにもまだまだあるんですけれども、処分場については以上で終わりにしたいというふうに思います。

2番目のひとり親家庭に対する施策についてということに入りたいと思います。

今、新聞やマスコミでもやっとり上げ始められて、またいろんな事件も起きていますが、子供の貧困ですね、これが全国的に本当に真剣な問題となっています。全国的というより、世界的に貧困の問題が今深刻になっていると思いますね。ユネスコの調査でも、飢餓状態で5歳以下の子供が560万人も亡くなるというような状態もユネスコから報告されています。それに対して、栃木県内でも、全国的には結構やられているのですが、宇都宮市や大田原市などで、市やボランティアによって子供たちの食事提供や入浴の対策あるいは学習指導とかですね、そういうこともやられているようです。栃木市でも始めるというような情報も入

ってきています。

当町では150世帯——150世帯と言っても親と一緒に住んでいるひとり親家庭もありますんで、正確なあれではないですけども、私が調べた範囲では159人というかな、いるということです。それがひとり親家庭世帯があると聞いていますが、ひとり親家庭に対する具体的な対策を伺いたいんですが、先ほど示しましたが那珂川人口ビジョンと創生総合戦略の中でも、町長の意気込みというんですか、それをすごく感じられます。特に子供に対してのことは数ページにわたって書かれていると、これ本当に私は素晴らしいことだと思います。

中でも子供の問題というのは、いろんな問題、貧困の問題がいろんなことに関してくるという点では、例えば、子供の医療でもこの町は給付ということで中学生まで医療給付していますし、そういう点でもあと子供の居場所ということがないようなんです。そういう点でも取り上げております。それと、子供・子育て教育SOSという事業も始めると。ソーシャルワーカーもふやしたということでは私非常に評価できると思うんですが、ただ、この中でいろいろと挙げられているんですが、一番今大事なものは子供を貧困から救うと、いかに、いつまでに、どのくらいやるかということが非常に重要視されているんです。そういう点では具体的な政策が上がっていながら、一番大事な問題が書かれていないということがあるんですよね。その点も含めまして町長の考えを伺いたいというふう思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） ひとり親家庭に対する施策についてのご質問にお答えいたします。

ひとり親家庭の具体的対策についてですが、町ではひとり親家庭に対して、ひとり親家庭医療費助成制度を実施しております。こども医療費助成制度が中学3年生までを助成対象としているのに対しまして、ひとり親家庭医療費の助成制度は高校3年生までを助成対象というふうに拡大しており、より充実した制度となっております。

またそのほか、保育園、幼稚園への優先入所や保育料の軽減、さらには義務教育の就学援助あるいは税の軽減などによりまして、ひとり親家庭への支援を行なっているところであります。

また、県と連携いたしまして、児童扶養手当の申請あるいは現況届に関する事務を行うとともに、貸付金制度やひとり親家庭等日常生活支援事業あるいは各種の研修会など、県及び栃木県ひとり親家庭福祉連合会の実施いたします支援事業の情報提供等を行なっているところであります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 今いろいろと課長のほうから答弁いただきました。

その辺は私も知っているつもりなんですけれども、私も150組からあると聞いてびっくりしたんですが、そういう子供さんを抱えて、幼稚園の先生や保育所の先生の話を書きますと、今の教育というのは子供さんとかを教育するのはもちろんなんですけれども、その親たちを教育しなきゃなんないということ言われています。そういう点で本当に仕事がふえている。その中で保育所なんかは臨時職が多いわけですよ。そういう点も踏まえて、働く人たちのことも少しは子供の貧困ということでは、働く人の条件も考えなきゃなんないということが専門家にも指摘されています。

というのは、ワーキングプアという人たちがかなりの人数、今ふえているわけですよ。年収200万円以下が4割、夫婦で働いてもやっと生活しているという人が多いわけですよ。そういう人たちの子供さんの生活というのは、本当に今便利さというのもありますけれども、この間の神奈川でしたか、中学生の子供さんが死亡するという、いじめによるんですけれども、今の子供は便利さの中で携帯持ったりスマホ持ったりして、それが部活動や遊びに行く場合の連絡のあれになっていると、無料通話というんですか、それを使ってやっている。だけれども、中にはそういう遊びに行けない子もいるわけですね。そうすると本当に仲間外れにされてしまうという状況もあります。そういう点では、ひとり親の場合のあれというのは子供さんも大変だけど親も大変なんです。子供と接する時間というのが非常に限られてしまうと。

私は聞いてびっくりしたんですが、2つどころじゃないですよ、3つも職業を持っているんですよという方が何人もいらっしゃいました。それが当たり前なんだよと、そうじゃないと本当に生活していけないんだよと。生活保護を申請すればいいんじゃないのと言ったら、生活保護を申請したってそれだけじゃとても足りないよと。

私が相談を受けた中で、ひとり親家庭でお母さんがバツ1ではなくバツ2なんです。1人は中学生の娘さん、1人は小学生の娘さんなんです。何の相談を受けてたかという、離婚すれば子供にかかる扶養手当とか片親、男親からもらえるはずなんです。しかしもらえない。2人目のお父さんからもらいたいんで何とか骨を折ってもらいたいということで、私は弁護士に相談してやったんですが、弁護士さんの話だと、今の離婚率がものすごいけれ

ども、その半分はそういう子供に対する教育費とかそういう扶養手当を払う親が半分しかないんだよと言うんですね。収入が少なくて払えないという人たちもいますけれども、そういう状況ですね。そういう中で、しわ寄せは子供たちに来るんですよ。中学生なった娘さんは部活動をやりたいけれども、とても今の生活保護ではやっていけないということでおっしゃっていました。だから、前のお父さんのあれをもらえればということをおっしゃっていましたが、そういう点で弁護士と相談したり、調停してもらったりして何とか2人目のお父さん、離婚しちゃったんですけれども、それはもらえることになりましたけれども、それで安心しました。そういう相談が何件か今も抱えています。

そういう中で、本当にいろんなことが子供さんへのしわ寄せが来ちゃう、それが本当に公になるのには時間がかかるんですね。今の子供の貧困というのは見えているようで見えていないんですよ、我々大人には。社会でも見えていないんです。ひきこもりとかそういうことがふえているわけですね、そういう子供さんに対する対策はそういうのも必要になってくると思います。ひとり親家庭の中で、子供さんが、町としてもいろんな手当をやっておりますが、憲法上で言えば26条ですか、書いてあるんですけれども、「すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」ということが書かれていますよね。本来無償である義務教育がそうじゃないということも問題だと思うんですが……

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君に申し上げます。

質問の内容を簡略して質問してください。

○4番（益子輝夫君） いろいろな事情を私は説明しているんで、そういう状況を踏まえて、今後、町としてこの貧困問題に対する対策を具体的にどう取っていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（塚田秀知君） では、再開いたします。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 先ほど、いろんなことをやっていることも伺っていますし、私も総合計画を読んである程度は知っているつもりです。しかし、このほかに、私がさっきから言っているように、子供の貧困対策について、今後具体的にどういうことを新たにやろうという考えがありましたら伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） ひとり親に対しては先ほどお答えしましたように、それぞれの施策を展開しているところでありますが、今後という形よりも、どちらかという議員のご意見のようにひとり親家庭がより子供の貧困がひどいという観点から立ちますと、確かに一般的に今の統計からしますと、一般的な子供の貧困が16.3%、ところが、ひとり親家庭の貧困率が54.6%というような状況になっておりますので、町といたしましては、特にこのひとり親家庭に対する子供の貧困対策というよりは、子供の貧困対策全般という考え方の中で、ひとり親の家庭の子供の貧困に対しても救っていきたいというような形であります。

既にご承知のとおり、まずはやはり所得の向上を考えなきゃならないというところありますので、これは健康福祉課とも提携し、さらにはどうしても所得控除という形になるため、県のほうの役割分担の中で、福祉事務所という形が中心になってまいりますけれども、所得の向上の支援員、町にも派遣していただいております、そちらのほうでそれぞれの就職等のあっせん等も行なっておりますし、さらには同じように進学率の向上ということで学習支援等も行なっております。そういうふうな形のもの以外には、先ほども総合戦略の中にもありましたように、今後はそういうような家庭の中でなかなか居場所がないというような状況の中で考えたときには、父親、母親との親子のサロン等も検討していかなければならないという形の中で、戦略的な位置づけとして計画もしているところでございます。

そんな形で、今後なるべくそういうような形でのひとり親家庭に限ったものではありませんが、子供の貧困という形の中で救っていくような施策を今後展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 課長から全国平均とひとり親家庭の状況が話されましたけれども、当町としてはどのくらいのあれを見ているのか、全体的な比率ですか、その辺を伺いたいとい

うふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） この指標に関しては、まだ国のほうで統一した指標をしているものではないです。国のほうでは、この統計を出している形の中での指標を出しているのですが、どういう形がいわゆる貧困、どういう形での指標として出すかというものを全国的に各市町村とも出せるようなものを現在検討中だという形なんで、まだ残念ながら当町独自の人数あるいは世帯数というものは把握していません。あくまでもこの指標に応じた推計というような状況から勘案いたしますと、町でもひとり親の中では194世帯というひとり親がありますけれども、これはあくまでも医療費の関係であります、そこから推計した人数を出しますと100世帯程度のいわゆる貧困率になってくるのかな、貧困世帯になってくるのかなというふうに思っておりますが、ただ貧困に関しましては、個人的な感覚の問題もあります。それから、貧困率という形からしますと、賃金的な平均率の半分以下というような形になりますが、当然それなりの所得があっても、借金なんかが多くて実際には貧困だという状況もありますので、この辺につきましては今後どういう形で貧困というものを捉えながらやっていくかという部分での統一的な展開を国側のほうから示されると思いますので、それに基づいて統計的なものはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） わかりました。自治体によって貧困の度合いとか率というのはかなり違ってくると思います。そういう点では、県との関係ももちろんありますが、自治体独自のあれも必要になってくると思います。自治体がやるべきことは自治体でやるというようなことが必要になってくると思います。

以上をもちまして、まだ時間はありますが私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 佐藤信親君

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問を許可します。

3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 通告書に基づきまして4項目について質問したいと思っております。
まず一つ目。

災害時における対策について。

一つ目、災害時における地域住民への周知については、音声告知、防災行政無線等の方法があるが、防災行政無線はハウリング等によく聞き取れない状況にあります。また、停電時における対応など、改善の進捗状況を伺う。

二つ目、災害時及び防災上の観点から、危険個所の早期確認や被災状況等の把握にドローンの導入の考えはあるかについて伺います。

3番目といたしまして、土砂災害危険区域及び浸水区域の対策は、指定後どのような対策を講じていくのかお伺いいたしたいと思っております。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 佐藤議員の災害時における対策についてのご質問にお答えいたします。

災害は忘れたころにやってくるとよく言われておりますが、常に自分自身に起こり得ることであるという認識を持ち、日頃から災害に備え、住民による組織的な防災活動を行うなど、地域の防災意識の向上が重要であると考えております。

行政は災害情報関連の情報をできるだけ正確に把握し、住民に対して気象警報や災害警報の提供、避難所開設の情報を提供するなど、被災しないよう、また被害が最小限となるよう

迅速かつ的確に対応することが責務であると考えております。

それでは、まず1点目、地域行政無線の改善状況についてですが、現在屋外拡声装置は町内に41基を設置しております。屋外のスピーカーであり、気象状況等により聞こえづらくなってしまうことや、音の特性上遠くになれば小さい音となり、聞こえづらい地域が発生していることは認識をしております。その解消方法の1つとして、屋外のスピーカーと屋内の音声告知放送を同時に放送し、同じ時間に同じ放送を聞くことができることとなっております。

また、停電時には、無停電装置がそれぞれの屋外スピーカーに設置されておりますので、バッテリーが切れる3時間程度は放送可能なシステムとなっております。災害時または停電が長時間になった場合には、広報車等での周知を行う予定であります。

次に2点目、被災状況等の把握のためのドローン導入についてですが、ドローン操作には熟練した操縦技術が必要となってまいります。県内では、佐野市と那須町などが県内外のドローンを保有している業者と防災協定を結んでいるところであります。那珂川町においても、ドローンを導入することにより、どのような活用ができるかについて関係機関と協議してまいりたいと思っております。必要であれば独自に導入するのではなく、民間のドローン所有者の協力または他市町と同様に業者等と協定を結ぶことにより対応できればと考えております。

次に3点目、土砂災害危険区域及び浸水区域の指定後の対策についてですが、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域を都道府県が土砂災害警戒区域として指定いたしました。町内の指定された地域には看板が設置されております。町内には指定区域が多数ありますが、既に町内全戸に配布されておりますので、防災マップにも区域が表示されております。大雨等による災害発生が予想され、土砂災害警戒情報の発表があった場合には、速やかな住民への周知と避難所設置等の迅速な対応を考えております。

浸水想定区域についてですが、近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、昨年に関東・東北豪雨のように短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例もふえてきております。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識した上で、氾濫時の危険個所や避難場所について正確な情報を知っていただくことが何より重要であります。

防災マップには、土砂災害警戒区域と同様に浸水想定区域も表示されておりますので、洪水・氾濫等により、どのような浸水被害が想定されるのかについて、事前に認識を深めてい

ただき、出水時の水防活動や避難活動等に活用していただきたいと考えております。

なお、ことし5月30日に、那珂川水系、那珂川の洪水・浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間が変更となったところであり、以前は48時間、総雨量300ミリによる想定でしたが、総雨量459ミリに見直しされたことにより、想定区域は広がっております。今後、土砂災害警戒区域、想定区域等の変更に合わせて、防災ハンドブック、防災マップを刷新していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） このたび、町のほうで防災計画書、立派なものできております。私もちょっと読んでみたんですけども、全部読破するには相当時間と根気がいるかなというふうにこう感じておりますが、読んでみますと本当にいい内容が書かれております。ただ、それが書いた文字ではなくて、現実に対応できるような体制を取ることがこれから必要になってくるのではないかなと。

ただいま町長の答弁で、1番目の件なんですけれども、やっぱり住民に周知をする、これが一番災害を防止する上で大きな効果をもたらすというふうに考えて私もおるわけでございますけれども、この中でやはりエリアメール等の導入、停電時とかそういうときにも大雨のときに放送が聞こえにくいとかいう場合にも備えて、エリアメールのNTTなどと協力をし、提携をして、この那珂川地区だけのエリアメールというものを発信できないかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） エリアメールに関してですが、メールが実際に今までいったことはないと思うんですが、各携帯電話会社と提携して、那珂川町内で災害等が発生した場合にはエリアメールを発信するような協定も結んでおります。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） その場合、手続等を経なくても、エリアメールは勝手に各携帯の中に入ってくるということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 携帯電話の機種によっては設定が必要な場合もありますが、ほぼ

ほとんどの携帯電話については、町民に限らず、那珂川町内にいる方については警報が発信されるような状況になっております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） この件に関しまして、周知の方法はどのような方法を取っているのかお伺いしたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 周知とはどういう意味でしょうか。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 私、あんまりそういう携帯メールとかそういうのをよく認識できていないんで、持っていれば勝手にこう来てくれるのかなど。

例えば、先ほど言われたように、設定をしなければいけないよというようなことで、ただ今のiPhoneとかスマホとか、そういうものは持っていれば自動的に入ってくると。うちの家内の携帯なんかは入ってくるんですけども、私のところには入ってこない。どこが違うんだということでもわからないところがあるんですが、多分私みたいな方が結構那珂川町民の中にもいるのではないかと、笑われるかも知れませんが、私もそういうところの認識がちょっと薄いもんですから、そういうところについての周知はどのようになっているのかということです。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 緊急時のエリアメールがありますというのは広報したことはあると思いますが、ただ、その携帯電話をどのように設定すればいいのか、今の携帯電話ですと大体が勝手に入ってくるという状況ですが、機種によっては、フリー携帯のような電話ですと自分で設定しなくちゃいけない部分もあると思います。ただ、それについては、それぞれの機種によって設定の仕方が違いますんで、一概にこちらでどういうふうにしてくれというのはなかなか難しい部分があると思います。取り扱い説明書をお読みくださいとしか言いようがないんですが、ただ、今言いましたように、エリアメールがありますよ、それから消防、防災のメールがありますよというのは、また再度お知らせをしたいと思います。

防災メールにつきましても、現在は管内の消防署のメールだけではなく、県北としての総合指令センターからのメールというのもありますので、あわせてそれらも周知をしていきたい

いと思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

やはりあらゆる情報手段を通じて、エリアメールまたはエリアメールも届かないところもあるというような状況でもありますので、あらゆる可能な情報手段を通じて、住民に周知徹底を図れるようお願いをいたしまして、1番目については終わりにしたいと思います。

2番目のドローンにつきましては、先ほど町長が申しあげましたように、確かに導入すればそれを操作する人の手間と技術の取得に対して相当な時間を要するというのであれば、当然業者との連携とか、あと町内で持っている方との連携を図っていくと、そういうことは確かにいいことだなというふうに思いますので、それにつきましては積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上、2番目の質問は以上にいたします。

3番目、土砂災害区域、浸水区域、先ほど町長は見直しをしたということでございますけれども、私はその対策として、今、土木事務所でやっている土砂災害対策工事とか、あと林務の関係でもよく住宅と裏山が自分家の山であれば、防災の工事をやるというような補助事業等もございましたけれども、それについて、町で現在何カ所ぐらい取り組んでいるのか、それについてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 現在、町では土砂災害警戒区域ということで約100カ所指定されております。それは県の土木事務所のほうで指定をします。町では、現在5カ所において工事または調査設計等を実施しております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今、建設課関係は聞きましたけれども、林務関係でも、昔、1町当たり何カ所とか指定が、枠があって、それに対応していたと思うんですけども、今回、林務関係の土砂災害の工事はやっておられないということでよろしいのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 現在、本年度はやっておりません。それは多分砂防関係だと思うんです。砂防関係につきましては、県の環境森林事務所が、順次、危険個所を町と協議

の上、行うような形、ただ、地図があるかどうかはちょっと確認してみますので、後日お知らせしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 私も昔、林務をやっていたときに、小川地区のときには1カ所と、馬頭地区は2カ所というような枠があったような気がするんです。最高500万円とかそういうふうな事業費で、全額林務の場合は県負担でやってくれたという事業例があるわけなんですけれども、現在もその例は、補助事業があるわけですね。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 現在も名称は変わっていると思いますが、そのような事業を持っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） やはり建設課のほうでも5カ所、あと林務のほうでもあるということで、その補助事業をどんどん活用して、早期に危険個所に対する対策を講じていただければなというふうに思います。

また、浸水区域につきましては、当然堤防との絡みが出てくるわけです。例えば、旧小川地区では舟戸地区の旧水産試験場跡地、また馬頭地区では武茂川流域等が浸水区域になっているわけですが、いずれにしても有効な、浸水区域が外れればいい都市になるわけです。それをどうするかというと堤防工事。これは、国・県との絡みになってくるかなと思いますが、これに対して、町も積極的に取り組んで、働きかけをしていただければなというふうに思います。その点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町といたしましても、堤防につきましては、常陸河川国道事務所等に足を運び、また担当者の方と調整をして、要望を続けているところでございます。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 本当に町長、これは大変ではあると思うんですけれども、やはり一生懸命取り組んで、町の災害防止に役立っていただければなというふうに思います。

特に、権津川の堤防、まだ改修がなされていないということですので、あそち

ようどうカーブになっている、あそこが切れればもう舟戸一帯は浸水になるということでございますので、特にその点について、それと巻きこみができるようによろしくお願ひしたいと思ひまして、1つ目の大きな災害時おける対策については終わりにしたいと思ひます。

2番目のゆりがねの湯指定管理についてお伺ひしたいと思ひます。

1つ目といたしまして、指定管理制度導入後の効果額についてお伺ひしたいというふうに思ひます。

2つ目といたしまして、指定管理料の妥当性についてお伺ひいたします。

3つ目、本年度で指定管理期間が満了となるが、引き続き契約するのか、再度募集にかけると、今後の方針について伺う。これにつきましては、昨日、大森議員の質問等でも答弁されていると思うので、大体認識はしているんですけども、重複した答弁は必要ございませんので、そのとおりであればそのとおりというふうにお願ひしたいと思ひます。

4番目といたしまして、ゆりがねの湯温泉施設指定管理業務に関する仕様書10の(3)アに規定されている年度協定はなされているのかについてお伺ひしたいと思ひます。

以上の4点、よろしくお願ひいたします。

○議長(塚田秀知君) 商工観光課長。

○商工観光課長(板橋了寿君) ゆりがねの湯指定管理についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、指定管理制度導入による効果額についてですが、指定管理料の算定方法としては、平成22年度から平成24年度における3年間の歳入・歳出の平均を、施設管理運営、収入支出算定基準とし、その不足額を指定管理料として算出をしております。その不足額は約1,050万円でありましたので、当初は1,050万円を指定管理料として基本協定の締結をいたしました。

しかしながら、歳入となる入場者数や歳出での業務内容の経費等に変動が生じたため、指定管理者との協議によりまして210万円を不足額として加算し、現在の指定管理料が1,260万円に変更年度協定の契約を締結してございます。町としての経費削減の効果としては不足額を加算しただけで、指定管理者の運営努力により費用対効果を出すことになっておりますが、現在まで実質的な効果があらわれていると認めるに至っておりません。

次に2点目、指定管理料の妥当性についてですが、指定管理料につきましては、毎年度指定管理者と協議し、年度協定を締結しておりますので、妥当であると考えております。

次に3点目、指定管理契約期間満了による町の方針についてですが、昨日、大森議員の質

間にお答えしたとおりでございます。

次に4点目、仕様書に記載された年度協定についてであります。1点目でも触れましたが、指定管理料につきましては基準額を設定し、その不足額を指定管理料としております。なお、管理料につきましては、基本協定に基づき、毎年度指定管理者と協議の上、締結しております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今、1番目の指定管理制度導入後の効果額について伺ったわけですが、やはり効果額が出てこないということでございますけれども、当然、私、積算根拠をよく精査をすれば、あくまでもゆりがねの湯の管理に係る直接経費分だけが計上されているということで、それに伴う管理マネジメント料、要するに美術館で言えば広重美術館には館長が非常勤でもおりますよね。あと、なす風土記の丘についてもそういう非常勤であるけれども館長がいるというような状況の中で、結局館長不在の中でやってこられたのは今のゆりがねの湯ではないかなということ、当然、工事費であれば、工事費かける諸経費というのは当然なければ業者はやっていけないわけです、今回の例を見ますと、どうしても諸経費分が抜けているというふうになってくるのではないかなと。当然、私はゆりがねの湯は赤字でも仕方ないと、設置条例から見れば地域住民の健康、福祉、増進というふうにならわっているわけです。これ指定管理にして、サービス向上を図るというのは指定管理制度の導入の契機づけになってくるのかなというふうに思いますけれども、サービスの低下を落とさないで、民間の力を使ったものでよりよい方向に持って行こうというのが狙いかなというふうに感じてはいるんですけれども、大もとの算定が曖昧であれば、多分経営は苦しくなってくるのではないかなというふうに思います。その点についてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 今の積算のお話ですが、これからですね、今後3月に向けて指定管理者の募集を行なっているわけですが、積算方法については利用した数とかそれから人件費の問題ですね、それから事業費、先ほど言われた工事費の諸経費の関係などもですね、実質額を精査して積算していきたいと、そのように考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番(佐藤信親君) 1点聞きますけれども、この積算の中に管理分という経費は含まれているのかどうか、この1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(塚田秀知君) 商工観光課長。

○商工観光課長(板橋了寿君) 今年度にはそれは含まれていないと認識しています。

○議長(塚田秀知君) 3番、佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番(佐藤信親君) 今年度ではなくて、やはり契約当初から私は抜けていたと思うんです。そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長(塚田秀知君) 商工観光課長。

○商工観光課長(板橋了寿君) 指定管理者の募集につきましては、指定管理者募集要項、それとゆりがねの湯温泉施設指定管理業務に関する仕様書によって募集を行なっておりまして、募集要項の中では、指定管理料は平成26年度当時、1,050万が上限であると明記してございます。その際ですね、現在の指定管理者が応募されまして、指定管理者選定委員会の中でプレゼンテーションを行なって、最終的に指定管理者に決定されたわけでありまして。このことを考えますと、現在の指定管理者において、指定管理者の募集を行なったときには1,050万円の指定管理料で、ゆりがねの湯、定住センターを含め十分にできるということだったと認識をしております。

○議長(塚田秀知君) 3番、佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番(佐藤信親君) 1番目について言っても仕方ないんで、あとでまたその辺については触れてくるかなと思いますが、2番目の指定管理の妥当性についてお伺いしたいというふうに思っております。

当然この積算を行う上で、利用者数、22、23、24のこの3カ年間、22、23、24、この23年の3月11日に東日本大震災がございましたよね。近隣の温泉施設はほとんど何らかの事情で故障及び亀裂が入って使用不能という中で、ゆりがねの湯は少々の被害で、すぐ利用に共することができたと、これは大変喜ばしいことであつたと。それに伴って、近隣市町村から相当の入客、利用者があつたと。それが、23、24できているわけです。その3カ年間の平均値の取る前の年を見ます6万、その前の年も6万5000、そういう人数であると。

普通、オリンピックの体操競技の場合でも、フィギュアスケートの場合でも、最高点と最

低点を除外して、その平均で評価しているわけなんですけれども、はっきりいって、この過去8年間の中でも利用者が多くなっているときのデータを使っているという状況でございます。

過去8年間のデータを平均すると7万1,000人というような状況になってきている。現在でも6万5,000から7,000の利用者であるというような状況の中で、これは積算根拠7万3,000人としたところで、問題あるのではないかなというふうに私はこう考えているわけなんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 確かに、ゆりがねの湯の入り込み客数を見ますと、平成22年度が6万9,034人、平成23年度は7万8,376人、平成24年度が7万3,017人、確かに多うございますが、きのうも大森議員の答弁でお答えしましたが、ゆりがねの湯の温泉施設指定管理業務に関する仕様書の中で、指定管理の決定という部分がございます、指定管理については初年度は平成22年度から平成24年度の施設の歳入歳出決算資料を参考に、町が指定する上限額に指定管理者が指定した金額をもって年度協定を定めるということになっておりますので、それで決定をしております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今の説明でいきますと、逆に今度、平成27年度、福利厚生費が欠落していたということで、変更協定を結んだわけですよ。なぜその変更協定ができるのか。基本協定を結んで、その最初の委託契約金を1,050万と算定したということになっておりますが、それだってもその見込み人数の乖離が相当あった場合、これは基礎算定の過ちではないかなと。これは改善すべきではないかなというふうに考えているところなんですけれども。平成27年度分については福利厚生費等も含めた見直しということで260万ほどふえたわけになったわけなんですけれども、逆に今度は26年度分についてはどうなんだと。25年度分についてはどうなんだと。そういうことが出てくるわけです。

もう当初から抜けていたものが、なぜ27年度だけ復活して、25、26年度は見えないのか。その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 平成26年の一番最初、1月に基本協定を締結しているんですが、その際には1,050万円で受けるということで、協定書は結んでおります。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 26年度、その1,050万の中に、そういう福利厚生費、消費税分等欠落していたから、27年度に払ったわけですね。26年度も欠落していたわけですよ。なぜそれを払えないのかと思いますよ。

もともと、その基本協定を結んだときの1,050万の中に、そもそも欠落していた部分があったわけですよ。それを知らぬ存ぜぬでいけば、これは事業者からの指摘によってわかったわけであって、これは指摘がなければそのままいってしまうわけですね。1,050万のまま。

だから、そういうことではなくて、やはりミスっていれば直ちに改める、改正する、訂正するというのでいかなければ、ちょっとおかしくなってくるのではないかなというふうに考えます。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 平成26年の一番最初は1,050万ということでありましたけれども、その後、協議を重ねて210万増やしたということになりますので、協定書どおりにしていると思いますけれども。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 26年度は福利厚生費はかからなかったということによろしいんですか。ということは、1,050万の中に含まれているという認識でいいのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 最初の協定の場合は、それは含まれているという認識だったと思いますよね、指定管理者のほうは。それで協定は結んでいると思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） これは、積算根拠にもともと欠落があったものに対して、それは1,050万なんですよ。欠落があったから、27年度に訂正しているわけなんです。それを認めないということになりますよ。いいですか。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 先ほども仕様書の話したんですけれども、当初はその額で、

要するに協定を結んで、次年度から協議をしているということで、年度協定またあるわけですから、基本協定があつて年度協定があるわけですから、その際に協議して、210万円をふやしたということでございます。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） これ、何と言つてもあれなんですけれども、もともとその1,050を算出する時から抜けていたわけですよ。それは含まれているということになってくると、私は今度、今までのその1,050万の根拠がおかしくなってくると思いますよ。

入場者数と利用料と、それでやってきて算出してきたものが、その中から今度、福利厚生費が抜けていたということになってくるので、そもそもその1,050万の積算の根拠の中にはその福利厚生費というのは入ってこないわけです。そうしますと、町が事業者に対してだましたか、そういうふうな疑念も持たれるわけですよ。それを隠しておいて、やらせておいて、後で出しますというような状況では、これは行政としてやるべき行為なのかどうか、と私は思います。その点について、もう一度お伺いしておきます。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 最初に、募集要項での1,050万円は示しているわけでございますので、含まれているわけではなくて、1,050万円のできるのであれば応募していただきたいということで募集をかけているわけでございますので、それは考えてございません。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） この件について何回やっても、イタチごっこ、あれになってしまいますので、当然、今度、直接工事費的な積算1,050万というのは、積算だと思うんですよ。

当然、今そのような論理でこられれば、この管理者分、例えばあそこに管理者いなかった、役場が見ていたというその管理分についても含まれていると、そういう見方をされてしまうんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、やはりこういう積算根拠そのものが誤った中で指定管理料を算出してくる、これは私は間違っているというふうに思います。行政がやるべきものではないと。

逆に、この積算根拠を出す式、どこの例を参考にやったのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） どの例もとっていないでやっているようです。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） では、町独自で考えた算定方式でやったということで認識してよろしいんですね。であれば、こんなひどい算定基礎はないと私は認識いたしております。

なぜかと言いますと、事業者は賃金を900円から800円まで落とした。また、シャンプー、消耗品等も業者を選びかえて安く仕入れるようにした。また、施設の管理委託、これも全部契約解除して別な方法でやっている。それでも300万円ほど浮かせたというような状況でもあります。それだけしても黒字にならないということ。ちょっとこれはおかしいのではないかなというふうに思います。

また、その委託料を算定するときに、当初1,150万であった。その100万が引かれたということは何かと言いますと、定住センターの使用料100万、120万あったものを、今度、利益があるからということで、そこから差し引いた。定住センター、利益があれば、やめることなかったわけですよ。赤字だったわけでしょう。何でそこから、今度また100万の利益があるからということで、指定管理料から100万引いて1,050万になったのか。そういう矛盾だらけのことがいっぱい出てくるわけです。

私もこの、ゆりがねの湯の経営についていろいろ勉強しました。何で赤字になるんだろう。どこに原因があるんだろう。やはりそういうところに、積算根拠そのものに過ちがあったからこういう結果になっているんだなというふうに私はこう認識しているわけなんですけれども、その点について再度お伺いしたい。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 先ほどの質問の100万円につきましては、あそこの賃借料、年間132万とか、月10万ですか、その分を払っていたものですから、その分を差し引いて、多分100万円という形になっているのかなというふうに認識しています。

あとは、温泉ばかりではなく、定住センターのほうも管理委託をお願いしていますので、定住センターのほうでも利益を上げていただくというのがいいのではないのかなというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 経営者は、温泉のほうも、結局レストランのほうについてはもう赤字

覚悟、私も何回か食べに行っ、ちょっと値段的に、地域的に値段が高いのではないかなど、改善したらというようなことも再三申し上げているわけなんですけれども、これは温泉と切り離して、自分では考えているみたいなんです。

やはり温泉のほうで何とか黒字にしたいというふうに考えているわけなので、レストラン部門についてはさほど赤字というのは気にしていないみたいなんですけれども、やはりこの地域に合った食材の提供というものを考えるべきではないかなということ、私も再三言っているわけなんですけれども、なかなか改善されていないということで。やはり温泉の管理料の基礎、これがもう大幅に間違っているということで私は指摘しておきたいというふうに思います。

ですから、この1,050万という、1,260万になっておりますけれども、妥当性はないなというふうに認識しておるわけです。

3番目に移りたいと思います。

本年度で指定管理期間が満了となるということで、昨日の大森議員の中で再度募集するというので、きのう公募と、募集と、何かこうやりとりがありましたけれども、私もちょっと調べてみたら、どちらも同じ意味であるというふうになってありますので、やはり募集するに当たって、どのような方法で募集するのか。逆に、基本協定の中には契約更新についてはうたっていないわけなんですよね。その情報がないんです。ですから、事業者に聞きますと、まだそういう話は町からないよと。もう半年を切っているわけですよね。それについて、不安な面もあるというようなことであるわけなんですけれども、どのような方法で募集をするのか、例えばインターネットを使って町のホームページでやるのか、それともチラシかなんかを、あちこちに文書を出すのか、その点についてお伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 指定管理の期間は3年ということで、平成29年3月31日で切れますので、その連絡は必要がないのではないかと考えております。3月31日で切れてしまうわけですから。

募集の方法については、先ほど議員さんおっしゃったとおり、インターネットとかいろいろな方法があると思います。広報とか、ケーブルテレビとかそういう方法があると思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 事業者は、できれば旅行村も受けたかったわけなんですけれども、わからなかったということで、いつの間にか決まっていたというような話がありました。そういうことがないように、誰が見てもわかる、町のホームページを見れば募集が出ていますよというようなことで、これは出ていけば、見なかったことが自己責任でありますし、きちっと説明できるような募集方法を講じていただければなというふうに思います。

最後、4番目に入ります。

仕様書の規定によれば、年度協定をやるということでございますけれども、初年度の26年度分については拒否されたというようなことで、協定を協議の場という認識がないと事業者は捉えているわけなんです。協議の場というのはどのような場を指すのか、ちょっと私もわからないところでございますけれども、事業者が役場へ行って話したことが協議の場なのか、それとも正式に文書で、何月何日について協議いたしますというふうにしたものが協議の場なのか、どういうことなのかちょっとお聞きしたいなというふうに思いますが。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 今年度の指定管理者の方は、いろいろなお要望とか、私のほうに言ってきてまいりますので、そのときに協議の場というか、協議というと大きい話になってしまうかもしれないですけども、お話ししていると。何度か、4回おいでになって、お話ししております。それは温泉の修繕とか、そういう関係が主でございます。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） その協議の場ということは、事業者が来て、庁舎内で話をすることが、いろんなことについて話することが協議の場、協議をしたということになるという認識でよろしいですね。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 最終的には、協定書を結んだときに協議の場になるのかなというふうに、私は認識しております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 当然、規定には「町が指定する上限額以内で指定管理者が提案した金額をもって、年度協定で定めるものとする。」また、「次年度以降は初年度の指定管理料を基本に協議の上、年度協定により決定する」となっているが、そういうことであつたわけな

んですけれども、一方的な町側からの答弁で改定されない。27年度分については、その瑕疵を指摘して、それを町が認めて上乘せをしたということでございます。

ですから、先ほど来言っておりますように、指定管理料の中にその管理、マネジメント等の、要するにいわゆる諸経費分等が含まれていないということは、当然、直接工事費だけでは、請け負った人はみんな赤字なわけなんです。私もそれ、一時、工事を自分で設計してやったときに、落札しなかったんです。なぜかという、折り合わないから。後で聞いたら、おまえ、諸経費というのは取ってあるのか。ありません。ばかやろうと、こう怒られましたけれども、やはり諸経費がなければできないわけですよ。もしそういう考え方であれば、これから町の工事も全て諸経費ゼロにして業者に渡せばいいんです。そういう方法になってしまうんです。

ですから、そもそも基本的に、その1,050万の算出をした根拠そのものがもう間違っている。その利用者人員の見込み、絶対これ、現実と乖離しているような数字を出してやってきている。普通は、一番低いほうの数字を使って算出するのが本来ではないかなというふうに思っておるわけです。

そういうところにもあるので、よく、今度新たにということで新たな業者、今までのやっていた業者を切り捨てて、新たな業者にやったときに、それをぼんと上乘せするというようなことになってしまうのではないかなというように感じもします。

それで、私が今まで言った1,050万に、今度1,260万になりましたよね。そこに例えば風土記の丘とか郷土資料館とか、そういうところに臨時の館長さんがいます。その方々の月20万掛ける12カ月240万、プラス先ほどの定住センターに100万入れれば、事業者が要望している1,600万になるわけなんです。それをかたくなに、基本協定で募集要項のときに1,050万でやったからそれでよからう。当然、事業者としては初年度以降は見直しをしますと言っていないながら、そういうことで押しつけている。結果的にこういう状況になってきているのではないかなというふうに思います。

このゆりがねの湯というのは、旧馬頭地区、要するに小口、和見、小砂、多くの方が利用しているわけですよ。やはり健康増進施設または福祉施設として、十分に地域住民のために役立っている施設でございます。ですから、何とかその住民のサービスに届くような施設運営ができるようにしていただければなというふうに私は思うわけなんですけれども、いかなものかなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 本当に、赤字で経営されるというのは、町としても非常に困るところでございます。ただし、先ほど来佐藤議員からいろんな話がございました。1,050万云々、それからそこへ値上げした、そもそもこの事業、指定管理者として町が募集したわけでございます。そこに、やりたいと手を挙げて応募してきたわけでありまして。その中に、先ほど佐藤議員がおっしゃいましたように、会社の経営は温泉業務で黒字にもって行って、レストランは赤字でいいんだ、そういう提案を最初にされていれば、当然却下になったはずですよ。プレゼンのときに、この事業は温泉施設と定住センターがあったレストラン施設、これを一体として指定管理者として募集をかけたわけでありまして。

その中で、この仕様書、これはあくまで参考の数字であります。この仕様でやってください、業務委託をかけたわけではありません。指定管理者を募集したんです。その中で仕様書は指定管理者、応募者が仕様書を変えてくるわけです。こういう業務をしていく、その中にレストランは赤字でいい、そういう中身はなかったと私は感じております。いいですか、そういうわけです。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ちょっと私も過激な発言というか、レストランは赤字でもいいと、誰も赤字でいいとは思わないわけですよ。ただ、実態として赤字になっているということがあるわけです。

当然、これは定住センターで今の事業者が受ける前からも赤字であったというような状況でございます。それについてもいろいろあるかと思うんですけども、このような結果に陥っているということについては、その算定、基本協定に結ばれているその募集時の算定、当然やってみなければわからないわけですよ。1,050万で受けて、実際に経営してみてもどうだったということは当然あるわけで、それが次年度で見直しをするというようなことでやってみたわけなんですけれども、その次年度が見直しされず、また赤字が続いて、27年度まで来たというようなことで、基本となるものの算出根拠が誤っていれば、それを正すというのが当然、町行政としてあるべき姿ではないかなというふうに思います。私はこの行政として不誠実な対応ではないかなというふうに考えております。今、町がいろいろな計画を立てて、情報発信をしているところでございますけれども、この情報が誤った方向で町外に出て行った場合、マイナスのイメージが相当出てくるのではないかなという感じがしております。

ですから、ぜひ、何とかこうできるような検討を十分にさせていただきたいなというふうに思いまして、時間もなくなってきましたので、以上で終わりにしたいと思います。

3番目の質問に移る前に、過日、水難事故に遭われ、若くして尊い命を失った後藤君のご冥福を心よりお祈り申し上げ、今後このような悲惨な事故が起きないことを願い、3番目の質問に移りたいと思います。

学校教育における水泳指導について等々ありますけれども、これについては、余り時間がないので、先に言ってしまいますけれども、やはり学校のプールで泳ぐのと、川で泳ぐのでは違う、これは私らは、小さいころから先輩から教わってきたわけなんですけれども、今の子供たちにはそういう教育が行き届いていないのではないかなというところが、物すごく懸念されるわけです。プールはただ一定の面の中で泳ぐ。川は流れの中で泳ぐということで、相当体力も消耗するよと。また、ちょっと深みにはまると水温がぎゅっと下がって、体にショックを与えるというようなことを、我々は身をもって経験してきたわけなんですけれども、そういうことがなれていない子供たちが川に行って、プールのような感覚で泳いでしまうと、そういう事故に遭われるのではないかなということ、物すごく私懸念して、今回のような質問をしたわけなんですけれども、その点についてだけ、教育長のほうから答弁いただければ、それで結構でございます。

○議長（塚田秀知君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） 学校教育における、ただいまの水泳指導についてのご質問に、簡単簡略にお答えいたします。

学習指導要領の中では、川というのは入っていないんです。プールなんです、あくまでも。それで、1点目の水泳の実技指導、いいですか、細かいことは。

〔「それだけでいい」と言う人あり〕

○教育長（小川浩子君） 結構ですか。はい。そういうことで、プールが原点になっていますので、よろしいでしょうか、それだけで。続きはよろしいですか。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今、教育長のほうから、水泳指導はプールのみであるというようなことでありますけれども、プールのみではいけないので、これから川に対する指導も、その授業の中で取り上げていただければ、少しでも水難事故に遭わないで済むかなと。ましてや、

この水難事故というのは、当然学校からは離れているわけですので、これ、家庭の問題でもあるかなと思うんですけれども、こういう点もPTA活動を通じて、周知徹底が図っていただければなというふうに思いますので、その点についてお願いをして、私のこの質問を終わりたいと思います。

4番目、遊休公共施設の管理状況について、この1点、薬利小とか南小がまだ未利用になっているというような点で、現在の利用状況と、及び今後の見通しについてお伺いして、終わりにしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ただいま、薬利小、南小というお話が出ました。

南小学校については、一部、地元の行政区に貸与をしております。また、空き教室については、前もお話したように、防災の備蓄倉庫として利用させていただいております。それから、薬利小学校につきましては、現在は国土館大学の発掘調査が来て、利用をしているところです。薬利小学校の利用方針としては、校庭・校舎・体育館、一体的に利用していただけるような方向で、町としては取り組んでいるところです。

また、本年度から、公共施設の固定資産の調査、それから本年度策定予定の公共施設等の総合管理計画というのを策定予定ですので、その中でもその方向性を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 多分最後になるかと思うんですけれども、今、先ほど薬利、南と言いましたけれども、やはりそのほかの保育園の統合とか、幼稚園の統合等によって施設がまた出てくるわけです。壊すのではなくて、再利用できるようにして、いろいろな企業とかそういうところに広く公募をかけて、やはり実質的な利用効果度が上がるような計画を立てていただければなというふうに思います。

特に幼稚園、小川幼稚園跡地については、立派な遊具等もございます。また、ある程度の広場もある。そこに高齢者等、幼保一体となった、昨日鈴木君が質問しましたように、児童公園的な活用方法等もあるかなというふうに思いますので、これを早急に、計画を立てていただければなというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。ここで、台風第13号接近に伴う執行部の警戒対応のため、明日の開議時刻について、ただちに議会運営委員会に協議を願います。

暫時休憩いたしますので、お待ち願います。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 零時17分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

議会運営委員長より、台風第13号接近に伴う執行部の警戒対応のため、明日の開議時刻を午前9時とすることの報告がありました。

お諮りします。

明日8日は、執行部の台風警戒対応のため、開議時刻を繰り上げ、午前9時開議とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、あす8日の開議時間は午前9時とすることに決定しました。

なお、審議日程については、議会運営委員会において再調整のうえ、決定することといたします。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時18分